

**金融機関における休眠預金口座の取扱い及び休眠預金の活用に関する法律施行令（休眠預金法  
施行令 平成25年4月1日作成）**

内閣は、金融機関における休眠預金口座の取扱い及び休眠預金の活用に関する法律第二条第三項、第三条第一項及び第三項並びに第四条の規定に基づき、この政令を制定する。

（休眠預金口座）

第一条 金融機関における休眠預金の取扱い及び休眠預金の活用に関する法律（以下「法」という。）第二条第三項の政令で定める預貯金口座とは、次に掲げるものとする。

- 一 普通預金
- 二 定期預金
- 三 定期積金
- 四 貯蓄預金
- 五 通知預金
- 六 納税準備預金
- 七 当座預金
- 八 別段預金
- 九 定期貯金
- 十 定額貯金
- 十一 通常貯金
- 十二 振替貯金

2 前項にかかわらず、次の預貯金口座は、法第二条第三項の政令で定める預貯金口座に含まれないものとする。

- 一 差押え又は仮差押えがされている預貯金口座
- 二 質権又は譲渡担保権が設定されている預貯金口座（質権又は譲渡担保権の設定を金融機関に対抗できない場合を除く）
- 三 自動継続特約付定期預金口座又は自動継続特約付定期貯金口座で自動継続の取扱いがされることのなくなった満期日より10年が経過していないもの
- 四 外貨預金口座

(特定休眠預金口座)

第二条 法第三条第一項柱書本文の政令で定める期間は、60日とする。

2 法第三条第一項第一号及び同条第三項第一号の政令で定める期間は、60日とする。

(通知を要しない場合)

第三条 法第三条第二項第四号の政令で定める金額は、1万円とする。

(移管措置)

第四条 法第四条の政令で定める期間は、六か月とする。

附 則

この政令は、平成●年●月●日から施行する。

#### **金融機関における休眠預金口座の取扱い及び休眠預金の活用に関する法律施行規則**

金融機関における休眠預金口座の取扱い及び休眠預金の活用に関する法律第六条第一項、第七条第一項第二号、第十条及び第十一条第一項の規定に基づき、金融機関における休眠預金口座の取扱い及び休眠預金の活用に関する法律施行規則を次のように定める。

(休眠預金口座の照会)

第一条 金融機関における休眠預金口座の取扱い及び休眠預金の活用に関する法律（以下「法」という。）第六条第一項に規定する内閣府令で定める情報は、次に掲げるものとする。

- 一 預貯金者の氏名、住所及び生年月日（法人にあつては、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名）
- 二 金融機関及びその店舗の名称
- 三 預金等の種別及び口座番号
- 四 その他必要な情報

(特定休眠預金口座の払戻し)

第二条 法第七条第一項第二号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 申請人が自然人であるときは、その氏名、生年月日及び住所
- 二 申請人が法人又は法人でない団体で代表者若しくは管理人の定めがあるもの（以下「法人等」という。）であるときは、その名称及び住所並びに代表者又は管理人の氏名、生年月日及び住所
- 三 申請人が預貯金者の一般承継人であるときは、一般承継の理由及びその年月日並びに当該預貯金者との関係
- 四 代理人によって申請をするときは、当該代理人の氏名及び生年月日又は名称並びに住所（代理人に事務所があるときは当該代理人の氏名並びに事務所の名称及び所在地、代理人が法人であるときは当該法人の名称及び所在地並びにその業務を担当する者の氏名）
- 五 申請人又は代理人の郵便番号、電話番号（ファクシミリの番号を含む。）
- 六 預貯金の払戻しを受ける金融機関の名称及び口座番号その他支払を受けるために必要な事項

(申請書に添付すべき資料)

第三条 法第七条第一項の申請書に添付すべき資料は、次に掲げるものとする。

- 一 申請書に記載されている申請人（申請人が法人等である場合にあっては、その代表者又は管理人）及び申請人の代理人（弁護士及び弁護士法人並びに司法書士法（昭和三十五年法律第九十七号）第三条第二項に規定する司法書士及び同項に規定する簡裁訴訟代理等関係業務を行うことを目的とする司法書士法人を除く。）の氏名、生年月日及び住所と同一の氏名、生年月日及び住所が記載されている運転免許証等（運転免許証、出入国管理及び難民認定法（昭和三十六年政令第三百十九号）第十九条の三に規定する在留カード、日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成三年法律第七十一号）第七条第一項に規定する特別永住者証明書又は住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）第三十条の四十四第一項に規定する住民基本台帳カードをいう。以下同じ。）で申請の日において有効なものの写しその他これらの者が本人

であることを確認するに足りる書類

- 二 申請人が法人等であるときは、申請書に記載されている当該法人等の名称及び住所並びに代表者又は管理人の氏名と同一の名称及び住所並びに氏名が記載されている登記事項証明書又は印鑑登録証明書で申請日前六月以内に作成されたものその他その者が本人であることを確認するに足りる書類
- 三 申請人が預貯金者の一般承継人であるときは、一般承継の理由及びその年月日並びに預貯金者との関係を明らかにする戸籍の謄本若しくは抄本又は法人の登記事項証明書で申請日前六月以内に作成されたものその他申請人が一般承継人であることの基礎となる事実を疎明するに足りる資料
- 四 代理人によって申請をするときは、代理権を証する資料

(記載の省略等)

第四条 申請者は、やむを得ないと認められるときは、申請書に記載すべき事項について、その記載を省略し、又は申請書に添付すべき資料について、その添付を省略し、若しくはこれに代わる資料を添付することができる。

(事業計画等)

第五条 法第十条に規定する事業計画に関する内閣府令で定める事項は、次に掲げるものとする。

- 一 休眠預金管理機関の概要
    - イ 事業内容
    - ロ 事務所（従たる事務所を含む。）の所在地
    - ハ 役員の定数、氏名、役職、任期及び経歴
    - ニ 職員の定数（前事業年度末からの増減を含む。）
    - ホ その他の概要
  - 二 当該事業年度及び前事業年度までの事業の実施状況
- 2 法十条に規定する収支予算に関する内閣府令で定める事項については、収入の部及び支出の部を設け、収入又は支出の科目ごとに当該会計年度の決算の額を予算の額と対比して記載するものとする。

(法第十一条第一項に規定する割合)

第六条 法第十一条第一項に規定する内閣府令で定める割合は、百分の六十とする。

(特定休眠預金口座の支出の対象)

第七条 法第十一条第一項の規定に基づき休眠預金管理機関が活用することとされている金銭は、法第一条の目的を達成するため、次の事業を目的とする貸付け又は助成により運用するものとする。

- 一 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- 二 社会教育の推進を図る活動
- 三 まちづくりの推進を図る活動
- 四 観光の振興を図る活動
- 五 農山漁村又は中山間地域の振興を図る活動
- 六 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
- 七 災害救援活動
- 八 地域安全活動
- 九 人権の擁護又は平和の推進を図る活動
- 十 国際協力の活動
- 十一 男女共同参画社会の形成の促進を図る活動
- 十二 子どもの健全育成を図る活動
- 十三 情報化社会の発展を図る活動
- 十四 科学技術の振興を図る活動
- 十五 経済活動の活性化を図る活動
- 十六 職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動
- 十七 消費者の保護を図る活動
- 十八 障害者若しくは生活困窮者又は事故、災害若しくは犯罪による被害者の支援を目的とする事業
- 十九 高齢者の福祉の増進を目的とする事業
- 二十 勤労意欲のある者に対する就労の支援を目的とする事業
- 二十一 公衆衛生の向上を目的とする事業
- 二十二 勤労者の福祉の向上を目的とする事業
- 二十三 犯罪の防止又は治安の維持を目的とする事業
- 二十四 事故又は災害の防止を目的とする事業

二十五 人種、性別その他の事由による不当な差別又は偏見の防止及び根絶を目的とする事業

二十六 思想及び良心の自由、信教の自由又は表現の自由の尊重又は擁護を目的とする事業

二十七 国土若しくは地球環境の保全又は自然環境の保護及び整備を目的とする事業

二十八 国政の健全な運営の確保に資することを目的とする事業

二十九 地域社会の健全な発展を目的とする事業

三十 公正かつ自由な経済活動の機会の確保及び促進並びにその活性化による国民生活の安定向上を目的とする事業

三十一 国民生活に不可欠な物資、エネルギー等の安定供給の確保を目的とする事業

附 則

この省令は、平成●年●月●日から施行する。